

## 規 則

埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第四十九号

埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター管理規則（平成六年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）及び様式第一号（二）中「~~〇〇~~」を「~~〇〇~~」に改める。

様式第三号から様式第五号までの規定中「~~〇〇~~」を「~~〇〇~~」に改め、「~~㊦~~」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。